

# 一般社団法人 都城青年会議所

## 役員等報酬規程

**第1条** 一般社団法人都城青年会議所の役員、直前理事長、特別顧問及び顧問は無報酬とする。

**附 則**（平成30年12月4日改正）

この規程は、総会の承認を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項第4号に定める公益認定の取消しの処分を受けた日から施行する。

総会承認日 平成30年6月28日

取消処分日 平成30年12月 日